

令和4年度 秋季一般入学者選抜
法律科目試験
論文式（憲法，民法，刑法）試験問題

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子は7枚綴り、問題は片面に印刷されています。
試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
3. 解答用紙には、解答欄のほかに、科目欄と受験番号欄があります。
(1)科目欄 「憲法」「民法」「刑法」と記入してください。
(2)受験番号欄 受験番号を記入してください。正しく記入されていない場合は、採点されないことがあります。
4. 解答は、配られた解答用紙に、第1面の左欄，右欄，第2面の左欄，右欄の順に、記入してください。解答欄が足りなくなっても、解答用紙を追加配布することはありません。
5. 解答用紙に定められた以外のことを記入した場合は、解答が無効になります。
6. 解答用紙への記入は、ボールペン又は万年筆（インクは、黒，青，ブルーブラックに限り、また、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）を使用してください。解答を訂正するときは、削除したい部分は一本線で消し、付け加えたい部分は分かりやすく記入してください。
7. 試験中、試験室で使用できる用具は、上記筆記用具のほか、下書き用に黒色の鉛筆，シャーペンシル，プラスチック製消しゴム，携帯用鉛筆削り，時計（計時機能だけのもの），眼鏡です。ラインマーカー，下敷きは使用できません。時計のアラーム，携帯電話等は電源を切ってください。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 途中退席はできません。気分が悪くなった場合等は手を挙げて監督者の指示に従ってください。
10. 解答用紙は回収しますので、試験を放棄する場合も持ち帰らないでください。
11. 問題冊子は持ち帰ってください。

目 次

| | | |
|-----|-------|---|
| 憲 法 | | 1 |
| 民 法 | | 2 |
| 刑 法 | | 3 |

憲法

次の【事実】に含まれる憲法問題について論じなさい。(配点：50点)

【事実】

Y 鉄道（私企業）は、運行中の電車内で車内放送を行っており、毎回停車駅を知らせる際に商業宣伝を流していた。商業宣伝には、デパート、レストラン、温泉施設、パチンコ店、風俗店が含まれていた。

X は電車内では静かに過ごしたいと思っており、この放送に苦痛を感じていた。X は知合いの弁護士 A に相談したところ、A は X の憲法上の権利が侵害されている可能性があるため、訴訟を提起することを X に勧めた。X は、A の助言に従って Y を訴えようと考えている。

【出題趣旨】

私人間効力の問題についてどのように考えるか、囚われの聴衆の問題について論じることができるかどうかを問う問題である。私人間効力の問題については、判例や学説を理解して論じることができているか、囚われの聴衆の問題についてはプライバシー権の観点から分析できているかがポイントになる。また、Y の権利利益（営業の自由や表現の自由など）についても考慮したり、あるいはいかなる点でプライバシー権を侵害するのか（宣伝の内容にかかわらずそれが耳に入ってくるのが問題なのか、宣伝の一部の内容に聞きたくない内容があるのかなど）を検討したりするなど、事例に応じた具体的検討を行っている場合には加点要素とした。

民法

次の【事実】を踏まえて以下の各設問に解答しなさい。

【事実】

Aは、釣り船業（釣り客を船に乗せて釣りを楽しませる船舶業）を営んでいるところ、その所有する中古の釣り竿（以下、甲と呼ぶ）を釣り客Bに対して代金5万円で売却し、Bから代金5万円を受領したが、甲はAが預かっておくこととした。しかし、Aは、甲が手元にあることを悪用し、これを自らのものと偽って他の釣り客Cに対しても代金5万円で売却し、Cから代金5万円を受領して、やはり甲はAが預かることとした。

〔設問1〕（配点：10点）

Cが登場する前におけるAB間の甲所有権移転について、論じなさい。

〔設問2〕（配点：40点）

Cが登場した後におけるBC間の甲所有権取得の対抗について、Bからの対抗とCからの対抗とを分けて、論じなさい。

出題趣旨：

民法学の基礎的事項（具体的には、民法総則と物権総論）の理解を問う趣旨である。事案は、動産の二重売買において目的物が買主双方に占有改定されたというものである。〔設問1〕では、法律行為による物権変動の基礎知識が前提として問われている。〔設問2〕では、まず、動産物権譲渡の対抗要件（民法178条）の「引渡し」に占有改定（民法183条）が含まれるか否かを論じる必要がある（判例に照らすと、含まれるので、Bは対抗できる）。次に、即時取得（民法192条）の「占有を始めた」に占有改定（民法183条）が含まれるか否かを論じなければならない（判例に照らすと、含まれないので、Cは対抗できない）。加えて、〔設問2〕では、なぜ判例上占有改定が即時取得の要件を満たさないのか、というやや高度な問題についても考察することが期待される。

刑法

次の【事実】における甲、乙、丙の罪責を論じなさい（特別法違反の点を除く。）。（配点：50）

【事実】

1 寺院 A は先の大震災によって倒壊し、破損した仏像を所有している。A の代表役員である住職甲は常日頃から、この仏像をなんとかして修復したいと考えていた。しかし、A の財政状況は悪く、檀家たちから寄付を募ったものの、その依頼を断られたり、微々たる資金しか得られなかったりしたことから、修復計画は頓挫しそうになっていた。檀家の中には、「仏像を修復するのに勝手にお寺のお金を使わないでくださいよ」、「修復するか否かは檀家たちで決めることなんですからね」などと釘を刺してくる者もいた。A は、檀家総代(檀家の代表者)である B からも、「もしお寺の資産やお金を使う場合には事前に相談して下さい」と言われていた。

2 一方で、檀家の中には、A の窮状を知っている者もいた。乙もその一人であった。乙は、しばしば A についての物資の調達に相談に乗るなどしていた。そのような中、乙は、丙から、A 所有の日本絵画 α を 500 万円で購入したい、という申出を受けた。これを聞いて、乙は、甲に上記の旨を伝えた。仏像の修復には 500 万円かかることを見込まれていたため、甲はこれで仏像を修復することができる、と考えた。しかし、乙を除く檀家たちは A ゆかりの絵画 α を売却することについては反対するだろうと考えたので、檀家たちには黙っていることにした。その代わりに、甲としても A のために α を手放してしまうわけにもいかなないと考え、買戻し特約(一定額を支払うことによって所有権を自己に戻すことのできる特約)を付ける形で売却することにした。乙は、甲と異なり、買戻し特約を付ける予定については知らなかったし、檀家たちが反対するだろうことは知っていたがこれを意にかけることなく、むしろ、甲に成功報酬として 30 万円を要求し、その承諾を取り付けた。

3 甲は、一週間後に乙の紹介で丙と会い、買戻し特約付きで α を 500 万円で丙に売却する売買契約(以下「本件売買契約」という)を、A を代表して、丙との間で締結した。しかし、その 2 日後、まだ α の引渡しも本件売買契約の代金の支払いも済んでいない状況の中で、丙の方から本件売買契約を解除したい、という申出があったので、甲は無理強いをするまいと思ひ、本件売買契約は合意解除となった。ただ、後になってわかったことであるが、 α の時価は 1000 万円であり、丙は、その価値を知らながら、甲、乙に対してこの情報を秘していたのである。そして、丙は、本件売買契約の締結の前に、甲から α を首尾良く購入すれば、C に α を 900 万円で転売することを C との間で取り決めていた。しかし、C の不義理によってそれが反故になってしまったので、本件売買契約は突然の合意解除となったのである。その結果、A は重要な資産である α を失わないですんだ。

【出題趣旨】

甲乙について。業務上の占有者が行う横領行為について本人のためにする意思がある場合に不法領得の意思が欠け得る場合が問題となる。買戻し特約が不法領得の意思が欠けることを示す間接事実となろう。動産の引渡しが済んでいない段階における動産の売買による横領の成立時点も副次的に問題となる。また、業務上横領の正犯に対して買戻し特約の認識もなく、自己の利益の獲得のために積極的に動いている(不法領得の意思を肯定し得る)者について、同罪の共犯が問題になる。共同正犯と幫助の論点や共犯と身分の論点が問題になろう。

丙について。2項詐欺既遂にしないで1項詐欺未遂になるということを、できれば一定の理由を付して述べてほしい。